

[事案 2021-39] 契約者遡及変更請求

・令和3年11月8日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に遡って契約者を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年8月に契約した終身保険について、契約者と被保険者を自分の息子にして加入したいと電話で保険会社に伝え、後日、募集人と面談し、内容は事前に伝えたとおりになっていると考え申込みをしたが、契約者が自分になっていた。加入時に遡って契約者を息子に変更してほしい。

<保険会社の主張>

申立人は、自身を契約者とする保険契約を希望し申込みを行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。